https://www.cpa-hato.jp/
税理士法人 鳩合同会計事務所
所長　飯塚 敏勝 ／ 副所長　藤田 和久
神戸市中央区北長狭通4丁目4-18
富士信ビル 3階
●近畿税理士会所属
☎078-391-1911

髙見税務会計事務所
代表税理士　髙見 悟
神戸市灘区深田町4-1-1 ウェルブ六甲道2番街3階
（JR「六甲道」駅南スグ）
●近畿税理士会所属
☎078-821-6433

http://www.molita.jp/
税理士法人 森田事務所
代表税理士　森田 茂伸
神戸市中央区加納町4-4-17
ニッセイ三宮ビル6階
●近畿税理士会所属
☎078-393-2887

あなたの街の
コラムご掲載頂く事務所様募集中!!

お問い合わせは ㈱宣通☎052(979)1602

企画・制作／(株)宣通
TEL.(052)979-1602
広告

知って得する 税の寺子屋

Q 子どもを扶養親族とする場合において、父と母のいずれの扶養控除にするか選択できるのでしょうか？父も母も共に給与所得者で、子どもは高校生が2人おります。

A 所得税・住民税の計算をする場合、16歳以上の扶養親族がいる場合に扶養控除を受けることができます。扶養親族とは、「親族であること」「生計を一にしていること」「その扶養親族の合計所得金額が48万円以下であること」等の要件に当てはまる方をいいます。

給与所得者の扶養親族は、給与所得者が勤務先に提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載された内容により、判断することになります。例えば、長男を父の扶養親族に、次男を母の扶養親族にする場合には、その旨を記載した「給与所得者の扶養控除等申告書」をそれぞれの勤務先に提出すればその内容が認められます。

このように、同じ世帯に給与所得者が2人以上いる場合には、同一人を重複して申告しない限り、どの給与所得者の扶養親族等としても差し支えありません。まれに、離婚した元夫婦がお互いに同一人を重複して扶養親族とする申告をしてしまう場合があります。その場合は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した時期の早さや所得の大きさでいずれの扶養親族にするかを判断します。ただし、子どもを引き取っていない者が扶養親族とする場合には、継続的に養育費を支払っていることが必要になると考えられます。

鳩合同会計事務所
藤田 和久 氏
（近畿税理士会所属）

当事務所は神戸元町で開業以来45年以上の事務所で、職員数は16名内税理士5名在籍です。私どもは、専門外の周辺業務にも素早く対応できる様に、弁護士・司法書士・社労士・行政書士・各種コンサルタントとも日頃から密接に連携しており、いわゆる"ワンストップサービス"を心がけています。個人・法人の幅広い業種等に対応し、医業等の業種や事業承継・相続等の業務に強みがあり定型の対応でなく顧客に寄り添う細やかな対応が特色です。